



# 来週の投資戦略 (12/19-23)

## 重要指標が発表されるが、反応薄？

2022年12月18日

小松 徹

### 注目事項 - 見所

- 12月19-20日、日銀、金融政策決定会合 — 現状維持？
- 12月23日、11月の消費者物価指数 — 前年比+3.9%、コアコアも同比+2.8%？
- 12月23日、11月の米個人消費支出（PCE デフレーター）— コアは前年比+4.6%？

### 株式市場見通し

先週金曜日にわが国の株式市場はほぼ全面安となった。これは米連邦公開市場委員会（FOMC）で来年の政策金利が5%超えが見込まれ、パウエル連邦準備理事会（FRB）議長もインフレ率2%を目指すと強調したことが背景だ。わが国では12月の日銀短観が発表され、大企業製造業の業況判断指数（DI）が現状、先行きとも若干ながら悪化することが分かった。非製造業DIは現状改善したものの、先行きは悪化すると見ている。関係者にはやや予想外だったのでは。内外での人の行動制限がなくなったが、春にはその効果が一巡すると見ているためか。

もうひとつ大きな注目点が来年度の税制改正大綱で、少額投資非課税制度（NISA）の枠が2倍に、積み立てNISAの枠が3倍になり、恒久化された。非課税枠の投資資金が最大18百万円まで拡大されたことは、これから株式投資を始める人には非常に有利な話だ。譲渡所得や配当金に2割の税金がかかるのと、そうでない場合の資産増額差は非常に大きい。若者はNISAで海外資産を増やしているが、国内株にも有望なものがあることを知ってほしい。現時点で、NISA枠で買えない銘柄数は10銘柄だけになる。東証にはもうひとつ頑張りしてどの銘柄も買えるように上場企業に圧力をかけてほしい。2024年から適用になるが、それまでに柔軟に運用できるようにしてほしい。例えば、NISA口座を移管した場合でも、移管先でそのまま保有銘柄に非課税を適用すべきだ。

ところで、先週木曜日に財務省から発表された対内証券売買契約（12月4～10日の週）には驚いた。株式・投資ファンド持ち分のネット金額が1兆15百億円あったからだ。ところが、同日発表の東証の投資部門別別株式売買状況では海外投資家は現物で8百億円売り越し、先物で30百億円買い越しに過ぎない。その差は外国人投資家が株式ではなく、不動産の私募ファンドか何かを購入したのではないかと想像する。

最後に、来週の注目事項について。日銀の金融政策決定会合が開催されるが、現状維持で変わらないだろう。結局、10年間ほとんど黒田総裁の思うままに進んだが、今年は後味の悪い結果になった。なぜか突然、政府と日銀の共同声明見直しについて報じられている。恐らく、関係者や市場の反応を見るためのものだろう。日米の物価指標が発表されるが、両市場とも反応は薄いだろう。日銀も政府も先の共同声明を実際には無視してきた。米国ではすでにクリスマス休暇で市場も休場だ。

### KPAの投資戦略

| ロング (買い)      | ショート (売り)     |
|---------------|---------------|
| 好財務の割安株、今期増益株 | 高PB低位株、高PE新興株 |

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。